

HKIAC 仲裁規則の改正： 仲裁における効率性、セキュリティ、多様性及び環境配慮を促進する改正

紛争解決ニュースレター

2024年5月27日号

執筆者:

[Lars Markert](mailto:l.markert@nishimura.com)
l.markert@nishimura.com

[Carlotta Bruessel](mailto:c.bruessel@nishimura.com)
c.bruessel@nishimura.com

槇田 惇也
j.makita@nishimura.com

香港国際仲裁センター(以下「HKIAC」といいます。)は、仲裁規則を 2024 年版に改正しました。2024 年 6 月 1 日に発効する 2024 年 HKIAC 仲裁規則(以下「改正規則」といいます。)は、社会規範及び技術的發展を進展させつつ、時間及び費用面の効率性を向上させることを目的としています。¹

I 改正点について

1. 効率性向上及び費用削減のための HKIAC 及び仲裁廷の権限

- HKIAC は、効率性の向上という改正規則の目的²に沿って、13.10 条において、当事者及び仲裁廷との協議を条件として、「仲裁の効率性と公平性を確保するために必要なあらゆる措置」を講じる権限を与えられています。かかる権限の 1 つとして、HKIAC は、仲裁人が、改正規則又は改正規則に定められた期限に沿ってその役割を果たさず、又はその役割を果たすことを妨げたと判断した場合に、仲裁人の選任を取り消すことができるという特別な権限を有しています。
- これに関連して、改正規則 31.1 条においては、より厳格な期限が課されています。仲裁廷が、当事者にその主張を提出するために合理的な機会を与えたと判断した場合、最後に指示された実質的な口頭又は書面の提出から 45 日以内に、仲裁廷は仲裁手続の終了を宣言します。2018 年仲裁規則(以下「**2018 年規則**」)におけるのと同様に、仲裁廷は、改定規則において、当事者による別途の合意がある場合又は「適切な状況」であると HKIAC が判断した場合を除き³、仲裁手続の終了から 3 ヶ月以内に仲裁判断を出さなければなりません。この新たな 45 日期限によって、時間稼ぎのために仲裁廷が仲裁手続の終了を遅らせるというこれまで可能だった潜脱行為が対策され、仲裁判断に係る 3 ヶ月期限が機能するようになります。
- これとは対照的に、迅速仲裁手続における仲裁判断の期限は、若干緩和されました。迅速仲裁手続においては、HKIAC が事件記録を仲裁廷に送ってから 6 ヶ月以内に、仲裁判断が当事者に対して伝達されな

¹ HKIAC による改正規則(2024 年 6 月 1 日発効)のリリース [HKIAC releases 2024 Administered Arbitration Rules \(effective 1 June 2024\) | HKIAC](#).

² 同上

³ 改正規則 31.2 条

なければならないとされています。HKIAC は、改正規則 42.2 条(e)において、かかる 6 ヶ月期限を、2018 年規則における「例外的な(“exceptional”）」状況でなくとも、「適切な(“appropriate”）」状況であれば延長できるようになりました。

4. 「複数の契約に基づく単一の仲裁手続」に関する 29 条を、「仲裁手続の併合」に関する 28 条と整合させるために、HKIAC による選任権限が拡充されました。改正規則 29 条 2 項に基づき、HKIAC は、当事者による指名に関係なく仲裁廷を選任する権限を有しています。かかる権限により、利益相反や「Ducto doctrine」に従う法域における仲裁判断の取消しを回避しつつ、複雑な選任手続を合理化し、時間と費用を削減することができます。
5. 利益相反の回避に関しては、改正規則 13.8 条及び 13.9 条において規定されています。同条はそれぞれ、代理人の変更につき速やかに連絡しなければならないこと、及び、仲裁廷は、当事者と協議のうえで、代理人の変更に伴い生じる利益相反の回避のために、提案された新たな代理人を仲裁手続から排除することも含め、あらゆる手段を講じることができると定めています。
6. 改正規則は、HKIAC に、改正規則別紙 2 パラグラフ 5 及び別紙 3 を通じて、仲裁廷の報酬及び費用を決定・監査・調整する権限を与えることで、コストを削減することも企図しています。加えて、改正規則 41.4 条は、HKIAC に対して、仲裁廷が成立しない場合に、HKIAC が請求した予納金が 30 日以内に支払われないときには、仲裁手続の管理を停止又は中止する権限を与えています。
7. 改正規則は、先決的事項を判断する仲裁廷の権限を拡充することによって、更なる効率性を提供しています。2018 年規則においては、43 条は、早期決定手続は当事者の申立てに基づき開始するものとされています。改正規則 13.6 条は、仲裁廷が先決的事項につき、当事者と協議したうえで、その裁量において決定することを認めています。そのような決定により、仲裁廷は、主張の一部または全部を棄却し、審理を分けて、仲裁手続を段階的に行い、どの段階においていかなる論点を判断するかを決定し、その他効率的に判断するための手続を採用することができます。これらの権限は、HKIAC における仲裁廷の手続上の裁量に既に含まれているといえるものの、明示的に権限を付与することで、仲裁廷に対して、手続の形成における更なる効率性の追求が促されることとなります。
8. 同様に、改正規則別紙 4 パラグラフ 10 において、「緊急判断(Emergency Decision)」と呼ばれる、最終的な仲裁判断を出す前の段階における緊急仲裁人による先行的判断又は中間的判断に関する権限が、確認されています。

2. 情報セキュリティ

9. HKIAC は、技術革新を仲裁規則に取り入れることを長い間提唱していました。⁴これは、2018 年規則の主要な要素でした。改正規則は、13.1 条において、仲裁廷及び当事者が情報セキュリティを考慮した仲裁の実施に係る手続を採用しなければならないという要件を挿入することによって、技術の活用に関す

⁴ 2018 年規則(11 月 1 日) [2018 Administered Arbitration Rules - 1 November | HKIAC](#)

る新たな側面をカバーしています。さらに、改正規則 45 条 A は、仲裁廷に対して、当事者と協議したうえで、情報セキュリティに違反した場合における指示や制裁を課す権限を与えています。

3. 仲裁人選任における多様性

10. 2023 年において、HKIAC は 172 名の仲裁人を選任し、そのうち 60 名(34.9%)が女性でした。⁵多様性を推進する HKIAC の実務は、改正規則 9 条 A において明記されました。これにより、HKIAC の仲裁人及び当事者は、仲裁人を選任するにあたって、多様性を考慮することが推奨されることとなります。

4. 環境への影響

11. 13.1 条は、改正規則において、仲裁廷及び当事者が、仲裁の実施に係る手続を採用するにあたって、環境への影響を考慮すべきであるという基準を設けるかたちで改正されました。かかる考慮は、34.4 条 (f)にも拡大しており、仲裁廷は、環境に悪影響を与えるような当事者による仲裁手続における行動を、費用の割当てにあたって考慮することができるようになりました。

5. 新たなモデル条項

12. 改正規則においては、仲裁廷の費用等について、係争額に応じた一定の費用("ad valorem")とするか、時間単価で計算するかを、当事者が仲裁合意において選択することができる新たなモデル条項のオプションがあります。

II ユーザーへの影響

13. HKIAC は、改正規則は、案件管理についてライトタッチなアプローチを確実に提供し続けることを意図したものであるとしていますが⁶、改正規則には多くの変更点があります。

14. 仲裁廷及び HKIAC に与えられた新たな権限は、効率性の向上、ひいては当事者の時間及び費用の削減につながると考えられます。手続の遅延のうち、とりわけ、仲裁人がその義務を果たさないことにより生じる遅延、手続が長期間開催されている場合における遅延、利益相反の結果生じる遅延などが減少します。先決的問題に関する仲裁人の権限を明記することにより、より効率的な手続に繋がり、仲裁判断までの時間を短くすることができます。HKIAC に報酬及び費用に関する広範な監査及び決定権限を与えることによって、報酬及び費用が確実に合理的であることを精査及び管理するためのレイヤーが追加されます。

15. 改正規則によって HKIAC 及び仲裁廷に与えられる権限を越えて、多くの改正点は、HKIAC において実

⁵ HKIAC による 2023 年統計のリリース [HKIAC Releases Statistics for 2023 | HKIAC](#).

⁶ 前掲注 1

際に行われている実務を規則化したものです。⁷例えば、仲裁人の選任における多様性考慮の推奨は、2016年にHKIACが宣言した「Equal Representation in Arbitration Pledge」を反映したものであり、環境への影響に関する考慮は、HKIACが、「Greener Arbitrations」キャンペーンのメンバーであることを反映しています。⁸

16. オンライン審問や文書クラウドストレージが一般化する中で、HKIACが増大する情報セキュリティの重要性を認識していることは、ユーザーにとって喜ばしいことです。仮にHKIACが、改正規則において人工知能にまつわる問題に対処していれば、HKIACはさらにテクノロジーの最先端を行くことができたかもしれませんが、それはまだ時期尚早かもしれません。
17. 改正規則による現代化された枠組みによって、HKIACは、引き続き、アジアにおける機関仲裁のマーケットリーダーの1つであり続けるものと考えられます。また、日本の紛争当事者にとっても、特に香港又は中国本土の契約当事者が1人以上関与している紛争において、HKIACは仲裁機関の選択肢の1つであり続けるものといえます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁷ 同上。Toby Fisher 「HKIACによる改正規則のリリース」(2024年5月9日、Global Arbitration Review) [HKIAC releases new rules - Global Arbitration Review](#).

⁸ HKIACによる「Green Pledge & supports Green Protocols」への調印 [HKIAC signs Green Pledge & supports Green Protocols | HKIAC](#).